

東京司法書士会・日本司法支援センター（法テラス）東京地方事務所

民事法律扶助相談

日時：平成21年3月13日（金），14日（土）

午前10時～午後4時まで

場所：各司法書士事務所

相談したいけど
お金が無い…

民事法律扶助制度とは？

法テラスには、司法書士報酬などを支払う余裕がないという方に対して、その費用を立て替える制度があります。無料の法律相談を受けた結果、弁護士・司法書士報酬等の援助（代理援助・書類作成援助）の要件を満たす場合には、費用立て替え制度を利用することができます。

◇ 完全事前予約制 ◇

予約期間 平成21年3月9日（月）～3月13日（金）

予約電話 **03-3353-9205**

《問い合わせ先》

東京司法書士会総合相談センター事務局

03-3353-9205

平日 午前9時～午後5時
（正午～午後1時を除く）

※上記相談会以外にも常設相談会を開催しております。

当会ホームページをご参照下さい。

<http://www.shihoshoshi-soudancenter.jp/>

- 1、電話で相談予約
- 2、都内の各司法書士事務所での相談（相談は無料です）
相談例：裁判，クレジット・キャッシング問題
- 3、その後に依頼する場合、一定条件下、その費用を立て替えることができます（民事法律扶助制度）。